

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター募集・登録要綱

(目的)

第1条 次に掲げる「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同し、鳥取県で生産された農林水産物やそれらを原料にした加工食品（以下「県産品」という。）の良さを積極的にPRし、販売（提供）している事業者（販売店、飲食店等）を募集し、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター（以下「推進サポーター」という。）として登録し、広く県内外に鳥取の食の素晴らしさを発信していくとともに、推進サポーターとして登録された事業者のうち、特に活発な活動を行うものを「食のみやこ鳥取県」推進三ツ星サポーター称号授与者（以下「三ツ星サポーター」という。）として登録し、推進サポーター全体の活動の活性化と鳥取の食の魅力発信を推進する。

—食のみやこ鳥取県—

鳥取県は、地元の食や食文化の豊かさを県民の皆様が実感し、愛着と誇りを持って語ることでできる風土づくりを進め、「食のみやこ鳥取県」として広く県内外に県産品の美味しさを発信していきます。

これにより、豊かな地域資源を活用して作られた県産品の評価が高まり、生産から加工・流通・消費に至る多様な産業の振興につながっていくことを目指しています。

(対象とする事業者の要件)

第2条 推進サポーター及び三ツ星サポーターとして登録の対象とする事業者の要件は、別表第1に掲げる者とする。

(推進サポーター及び三ツ星サポーターへの支援)

第3条 県は、推進サポーター及び三ツ星サポーターに対し、別表第2に掲げる支援を行う。

(応募方法)

第4条 推進サポーターの登録を受けようとする事業者で、別表第1の推進サポーター個別条件の(1)から(3)までに該当する者にあつては別紙様式第1-1号の申請書を、同表推進サポーター個別条件(4)に該当する者にあつては別紙様式1-2号の申請書を、三ツ星サポーターの登録を受けようとする事業者は別紙様式第1-3号の申請書を、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課へ提出するものとする。

(申請に当たっての注意事項)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

(1) 県産品の良さを積極的にPRし、県が行う「食のみやこ鳥取県」推進に係る施策への協力を行うこと。

(例：県が提供するPR資材の掲出、県が行うアンケート調査への協力等)

(2) 県ホームページで申請書の記載内容を紹介すること。

(例：店舗名、所在地、連絡先、食のみやこ鳥取県宣言（消費者へのメッセージ）、提出いただいた店舗写真、料理写真等)

(3) 県が提供するPR資材、ロゴマーク等は「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に照らし、消費者に誤解を与えることのないよう適切に使用することとし、その取扱いについて県の指示に従うこと。この場合において、県産品でない商品POP広告にロゴマークを用いたり、県産品以外の商品パッケージにロゴマークを用いたりする等の行為は、認めない。

(登録)

第6条 県は、推進サポーターについては申請の内容を確認した上で登録し、申請した事業者に通知するものとする。

- 2 県は、三ツ星サポーターについては登録の可否を過去1年（申請書提出日から1年前までの期間とする。）以内に取り組んだ情報発信、PR活動等の取組実績書類をもとに確認した上で登録し、その結果を申請した事業者に通知するものとする。

（登録期間・継続確認）

第7条 登録期間は、登録した日から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、推進サポーターについては、特に申出がない場合は登録を継続するものとする。

- 2 三ツ星サポーターについては、前項の期間が終了する前に、過去1年（報告書提出日から1年前までの期間とする。）に実施した活動内容を別紙様式1-3号に記載し、県に提出するものとする。
- 3 県は、前項の規定により受けた報告書の内容をもとに三ツ星サポーターとしての登録継続の可否を確認し、その結果を報告書の提出から20日以内に通知するものとする。

（申請内容の変更、登録の辞退及び登録の取消し）

第8条 推進サポーター及び三ツ星サポーターは、申請した内容に変更が生じた場合又は登録の辞退を行う場合は、当該内容の変更又は登録の辞退の届出を行うものとする。

- 2 前項に規定する内容変更及び登録の辞退の届出に当たっては、別紙様式第2号の届出書を県に提出するものとする。
- 3 県は利用者から提供された情報などにより、適宜推進サポーター及び三ツ星サポーターの取組状況を調査し、現状が申請内容及び「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨と比較して著しく異なると認められる場合は、県の判断により改善の指導又は登録の取消しを行うことができるものとする。

附 則

この要綱は平成20年5月28日から施行する。

この要綱は平成21年5月14日から施行する。

この要綱は平成23年2月10日から施行する。

この要綱は平成23年11月28日から施行する。

この要綱は平成28年3月23日から施行し、平成27年度から適用する。

この要綱は令和3年5月28日から施行し、令和3年度から適用する。

別表第1（登録の要件）

	推進サポーター	三ツ星サポーター
必須条件	<p>(1)「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同していること。</p>	<p>(1)推進サポーターとして登録した日から原則として1年以上経過していること。</p> <p>(2)県産品の良さをホームページ、パンフ、説明員の配置等で恒常的に情報発信していること。</p>
個別条件	<p>次のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 販売店 県産品の販売、PRに力を入れている百貨店、量販店、小売店、直売所、土産物店等で、県産品の販売促進・PRのための自主的な取組を積極的に実施し、かつ、法令を遵守し、適正な食品表示など食の安全・安心に努めていること （例：地産地消やふるさと認証食品コーナーの設置、県産品フェアの開催、店舗チラシ等を活用した旬の県産品紹介など）。</p> <p>(2) 飲食店、旅館・ホテル 料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRしている旅館、ホテル及び飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む者及びこれに準ずると認められる者を除く。)で、県産品を使った料理の提供、メニューへの情報掲載など鳥取の食の豊かさを利用者に感じてもらえるようなPRを行い、かつ、法令を遵守し、衛生に配慮した料理の提供に努めていること（例：県産品を使った料理の提供、県産品情報の発信など）。</p> <p>(3) 生産者等(生産者団体及び食品製造業者を含む。) 県内の農林水産業者(団体)及び県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造業者等で積極的に消費者への情報発信を行っている者</p> <p>(4) その他の企業、法人、団体等 前号に掲げる者のほか、「食のみやこ鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援する企業、法人、団体等</p>	<p>過去1年(申請(報告)書提出日から1年前までの期間とする。)以内に取組んだ情報発信、PR活動等の取組実績が、次のいずれか1つ以上を満たしていること。</p> <p>(1) 販売店 県産品の販売コーナー等を常設し、かつ、2回以上の県産品PRイベント等を開催していること。</p> <p>(2) 飲食店、旅館・ホテル ア 提供メニューの品目の内、5割以上が県産食材を利用したメニューで、かつ、ほぼ周年で提供していること。 イ 2回以上の県産食材を利用した料理フェア等を開催していること。 ウ 県産食材を利用したメニューを提供し、かつ、その食材を活用した県産品を販売コーナーで販売していること。</p> <p>(3) 生産者等(生産者団体及び食品製造業者を含む。) ア 2回以上の対面販売を実施していること。 イ 2回以上の県産品PRイベント等へ参加していること。</p> <p>(4) その他の企業、法人、団体等 2回以上の県産品PRイベント等へ参加していること。</p>

別表第2（支援の内容）

区分	推進サポーター	三ツ星サポーター
支援内容	<p>(1) メニュー、広告、包装資材等に利用できるロゴマーク等のデータの提供（ただし、事業者は、その使用に当たり、別に定める使用マニュアルを遵守するものとする。）</p> <p>(2) 店舗等に掲出するためのPR資材（ノボリ、POP広告）等の提供</p> <p>(3) 県産フェア等のイベントへの後援名義の使用（ただし、イベント毎に申請・審査を要する。）</p> <p>(4) 鳥取県ホームページ等での推進サポーターのPR</p>	<p>左記の支援の他、次の支援を行う。</p> <p>(1) 三ツ星サポーターの称号の交付</p> <p>(2) 三ツ星サポーター専用PR資材（ノボリ、POP広告）の提供</p> <p>(3) 市場開拓局ホームページでの取組内容の詳細をPR</p> <p>(4) 県で作成する冊子等への情報掲載</p> <p>(5) 三ツ星サポーターの中から、取組が活発な者を知事表彰</p>

様式第1-1号（「販売店」、「飲食店、旅館・ホテル」、「生産者等」用）
 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター登録申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター募集・登録要綱の内容を承諾し、登録を申請します。

1 申請者

登録区分	<input type="checkbox"/> 販売店 <input type="checkbox"/> 飲食店、旅館・ホテル業 <input type="checkbox"/> 生産者等（農林水産業者(団体)、食品製造業者）		
フリガナ		フリガナ	
名称		代表者 職・氏名	
担当者(職・氏名)			
所在地	(〒 -) 市・郡 町		
電話			
ファクシミリ			
電子メール			

2 取組内容

店舗名等	
所在地	
連絡先	
担当者(職・氏名)	
「食のみやこ鳥取県」推進サポーターとしての取組内容	
区 分	取 組 内 容 ・ 方 法
県産品の販売(利用)促進の取組	
県産品PRの取組	
食のみやこ鳥取県宣言 (県HP掲載内容)	

- (注) 1 申請者の名称と店舗名が異なる場合は、2の取組内容欄に店舗名を記載すること。
 2 複数店舗について一括申請する場合は、2の取組内容について店舗ごとに別葉で記載すること。
 3 上記の取組内容（店舗名、所在地、連絡先と取組内容）は抜粋して県HPに掲載する。

【事務局審査欄】

<u>要件審査</u>	<u>事務局審査欄</u>
「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同していること。 【必須】	
次のいずれかを満たしていること。 【個別】 <u>(1) 販売店</u> 県産品の販売、PRに力を入れている百貨店、量販店、小売店、直売所、土産物店等で、県産品の販売促進・PRのための自主的な取組を積極的に実施し、かつ、法令を遵守し、適正な食品表示など食の安全・安心に努めていること。 <u>(2) 飲食店、旅館・ホテル</u> 料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRしている旅館、ホテル及び飲食店で、県産品を使った料理の提供、メニューへの情報掲載など鳥取の食の豊かさを利用者感じてもらえるようなPRを行い、かつ、法令を遵守し、衛生に配慮した料理の提供に努めていること。 <u>(3) 生産者等(生産者団体及び食品製造業者を含む。)</u> 県内の農林水産業者(団体)及び県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造業者等で積極的に消費者への情報発信を行っている者	

登録番号		登録区分	販売 ・ 飲食 ・ 生産
------	--	------	--------------

【裏面あり】

【申請・問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食のみやこ推進課

電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609

電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

様式第1-2号（「その他の企業、法人、団体等」用）

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター登録申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター募集・登録要綱の内容を承諾し、登録を申請します。

1 申請者

登録区分	「食のみやこ鳥取県」推進に取り組む企業、法人、団体等		
フリガナ		フリガナ	
名称		代表者 職・氏名	
担当者（職・氏名）			
所在地	（〒 ー ） 市・郡 町		
電話 ファクシミリ			
電子メール			

2 取組内容

「食のみやこ鳥取県」推進サポーターとしての取組内容	
区分	取組内容・方法
「食のみやこ鳥取県」推進の取組みや応援内容	
食のみやこ鳥取県宣言（県HPへ掲載する内容）	

（注）上記の取組内容（店舗名、所在地、連絡先と取組内容）は抜粋して県HPに掲載する。

【事務局審査欄】

要件審査	事務局審査欄
「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同していること。【必須】	
次を満たしていること。【個別】 （4）その他の企業、法人、団体等 前号に掲げる者のほか、「食のみやこ鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は 応援する企業、法人、団体等	

登録番号			登録区分	その他
------	--	--	------	-----

【申請・問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食のみやこ推進課

電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609

電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

鳥取県知事 様

「食のみやこ鳥取県」推進三ツ星サポーターの内容を承諾し、申請（報告）します。

1 申請者

企業等 名称 代表者名		住 所	(〒 -)
電 話	() -	担当者	
ファクシミリ	() -		
登録番号	-	店舗名等	

(注) 1 複数店舗を一括申請する場合は、登録番号及び店舗名等の欄にすべての情報を記載すること。

2 過去1年間（申請日から1年前までの期間）の取組実績

区 分	取 組 内 容 ・ 方 法
①必須条件 県産品の良さをH P、パンフ、説明 員の配置等による 恒常的な情報発信 の実績	
②個別条件 別表1のいずれか に対する取組実績	

【事務局審査欄】

要件審査	事務局審査欄
「食のみやこ鳥取県」推進サポーターで登録して1年以上経過していること。【必須】	
県産品の良さをホームページ、パンフ、説明員の配置等で恒常的に情報発信していること。【必須】	
過去1年（申請（報告）書提出日から1年前までの期間とする。）以内に取り組んだ情報発信、PR活動等の取組実績が、次のいずれか1つ以上を満たしていること。【個別】	
(1) 販売店 県産品の販売コーナー等を常設し、かつ、2回以上の県産品PRイベント等を開催していること。	
(2) 飲食店、旅館・ホテル ア 提供メニューの品目の内、5割以上が県産食材を利用したメニューで、かつ、ほぼ周年で提供していること。 イ 2回以上の県産食材を利用した料理フェア等を開催していること。 ウ 県産食材を利用したメニューを提供し、かつ、その食材を活用した県産品を販売コーナーで販売していること。	
(3) 生産者等（生産者団体及び食品製造業者を含む。） ア 2回以上の対面販売を実施していること。 イ 2回以上の県産品PRイベント等へ参加していること。	
(4) その他の企業、法人、団体等 2回以上の県産品PRイベント等へ参加していること。	

登録番号		登録区分	販売 ・ 飲食 ・ 生産
------	--	------	--------------

【裏面あり】

3 添付書類等

取組実績の分かる資料(チラシ、写真、POP広告等)を別途提出してください。

【応募・問合せ先】 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食のみやこ推進課
電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609
電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

様式第2号

「食のみやこ鳥取県」推進（三ツ星）サポーター 内容変更・登録辞退届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名

下記のとおり (1)申請書の内容に変更があったので、
(2)登録を辞退したいので) 届け出ます。

【届出事項(1)】

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※店舗等の新設の場合は様式第1号に準じて店舗情報を記載してください。

【届出事項(2)に該当する場合】

「食のみやこ鳥取県」推進（三ツ星）サポーターの登録を辞退したい理由

【担当者・連絡先】

所属・職名	
氏名	
電話	
ファクシミリ	
電子メール	

申請書記入例

様式第1-3号 「食のみやこ鳥取県」推進三ツ星サポーター登録申請・報告書
 年 月 日

鳥取県知事 様

「食のみやこ鳥取県」推進三ツ星サポーターの内容を承諾し、登録を申請(報告)します。

1 申請者

企業等 名称 代表者名		住所	(〒 -)
電話 ファクシミリ	() - () -	担当者	
登録番号	-	店舗名等	

(注) 1 複数店舗を一括申請する場合は、登録番号及び店舗名等の欄にすべての情報を記載すること。

2 過去1年間(申請日から1年前までの期間)の取組実績

区 分	取 組 内 容 ・ 方 法
①必須条件 県産品の良さをHP、パンフ、説明員の配置等による恒常的な情報発信の実績	<p>例①HPに県産品の旬の情報やイベント情報を発信している HPアドレス http://www.〇〇 詳細は添付資料参照</p> <p>例②パンフレットで県産品を細かく紹介している 詳細は別添パンフレット参照</p> <p>例③県産品の良さを説明できる従業員を常に配置し、県産品の良さが伝わるような接客を心がけている。 詳細はスタッフマニュアル参照</p>
②個別条件 別表1のいずれかに対する取組実績	<p>販売店 「食のみやこ鳥取県」フェアを2回開催した。 1回目〇月〇日～〇月〇日、2回目〇月〇日～〇月〇日 詳細は別添チラシ参照</p> <p>飲食店 県産品を使ったメニューが過半数である。 詳細は別添メニュー参照</p> <p>生産者 各種イベントへ参加し、県産品をPRした。 1回目〇〇イベント(期日:〇〇)、2回目〇〇イベント(期日:〇〇) 詳細は別添イベント画像のとおり</p>

3 添付書類等

取組実績の分かる資料(チラシ、写真、POP広告等)を別途提出してください。

【応募・問合せ先】 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取県商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食のみやこ推進課
 電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609
 電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp